# 政　令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十一号**

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

**第一条**　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。

（法第七条第一項の政令で定める期間）

**第二条**　法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

**第三条**　新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 法第八条第一項 | 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの |
| | それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症 |
| | 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）であるものに限る。） |

| | | |
|---|---|---|
| 法第十二条第一項 | 次に掲げる者 | 新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者 |
| | 第一号に掲げる者については直ちに | 直ちに |
| | 、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの | 最寄りの |
| 法第十二条第二項 | 同項第一号に掲げる者については直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に | 直ちに |
| 法第十二条第六項 | 第一項各号に規定する感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 法第十五条第一項及び第二項 | 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者 | 新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者 |
| 法第十五条第三項第一号 | 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者 | 新型コロナウイルス感染症の患者 |
| 法第十五条第三項第四号 | 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 法第十五条第五項 | 第三項 | 第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。） |
| 法第十五条第六項 | 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者 | 新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者 |
| 法第十五条第九項 | 第三項 | 第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。） |
| 法第十六条第一項 | から前条まで | （第四項及び第五項を除く。）及び第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。） |
| 法第十六条の三第一項及び第二項 | 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |